大個審答申第 114 号 平成 31 年 3 月 28 日

大阪市長職務代理者 大阪市副市長 田中 清剛 様

大阪市個人情報保護審議会 会長 松本 和彦

答申書

大阪市個人情報保護条例(平成7年大阪市条例第11号。以下「条例」という。)第45条に基づき、大阪市長(以下「実施機関」という。)から平成28年9月21日付け大浪窓住第116号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審議会の結論

実施機関が、平成28年8月22日付け大浪窓住第82号により行った部分開示決定(以下「本件決定」という。)は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、平成28年8月10日、条例第17条第1項に基づき、実施機関に対し、「別紙 私の住民票の写し等を第三者の誰が出したのかを知りたいです。」との開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 本件決定

実施機関は、平成28年8月22日、本件請求に係る保有個人情報を「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(平成〇年〇月〇日発行分)」に記録された情報(以下「本件情報」という。)と特定した上で、「業務の種類」、「依頼者の氏名又は名称」、「上記に該当する具体的事由」、「使者の氏名」及び「請求者の印影」を開示しない理由を次のとおり付して、条例第23条第1項に基づき、本件決定を行った。

記

条例第19条第2号(平成29年大阪市条例第69号による改正前のもの。以下同じ。) に該当

(説明)

「業務の種類」、「依頼者の氏名又は名称」、「上記に該当する具体的事由」及び「使者の氏名」については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報である

と認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

条例第19条第3号に該当

(説明)

「請求者の印影」については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年8月24日、本件決定を不服として、実施機関に対して、 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条第1号に基づき、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定を取り消し、開示決定を求める。
- 2 本件決定において開示しないこととされた部分は非開示情報に該当しないため。
- 3 祖母の相続に関することだとは思われるが、勝手に手続に使われているかもしれない。 どういうつもりで使用されているのかが知りたい。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件情報において非開示とした情報について

本件情報は、戸籍法第10条の2第3項、第4項に基づき司法書士(以下「本件司法書士」という。)により提出された審査請求人の戸籍謄本等に係る職務上請求書である。本件情報には開示請求者以外の個人に関する情報及び法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報が記載されており、実施機関が本件情報において開示しないこととした情報は、業務の種類・依頼者の氏名又は名称・上記に該当する具体的事由・使者の氏名及び請求者の印影である。

2 本件情報に対して本件決定を行った理由

開示しないこととした情報のうち「使者の氏名」及び「依頼者の氏名又は名称」については、開示することにより、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、また、「業務の種類」及び「上記に該当する具体的事由」については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、依頼人(以下「本件依頼人」という。)がどのような目的で本件司法書士に依頼したかという依頼人の個人情報にあたり、開示することにより、本件依頼者である特定の個人が識別されるおそれは否定で

きないことから条例第19条第2号本文に該当し、かつ同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないとして非開示としたものである。

また、請求者の印影は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められることから、条例第 19 条第 3 号本文に該当し、かつ同号ただし書に該当しないとして、非開示としたものである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務付けているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定めの趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件情報について

本件情報は、特定日に本件司法書士が実施機関に提出した審査請求人に係る戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(日本司法書士連合会1号様式。以下「本件請求書」という。)に記録された情報である。

当審議会において本件請求書を見分したところ、本件請求書は、請求書の提出先及び請求年月日のほか、「請求の種別」、「本籍・住所」、「筆頭者の氏名・世帯主の氏名」、「請求に係る者の氏名」、「住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項」、「利用目的の種別(請求に際し明らかにしなければならない事項)」として、「1 司法書士法第3条第1項第3号、第6号から第8号に規定する代理業務に必要な場合」(以下「利用目的種別1」という。)、「2 上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合」(以下「利用目的種別2」という。)、「請求者事務所所在地事務所名司法書士電話番号登録番号・認定番号」、「使者(補助者限定)事務所所在地氏名」の各欄で構成されている。

利用目的種別1には、「事件及び代理手続の種類」、「戸籍・住民票等の記載事項の利用目的」の各欄があり、利用目的種別2には「業務の種類」、「依頼者の氏名又は名称」、「依頼者について該当する事由」、「上記に該当する具体的事由」の各欄がある。

3 本件情報について実施機関が非開示とした部分(以下「本件各非開示部分」という。) について

本件決定においては、「業務の種類」、「依頼者の氏名又は名称」及び「上記に該当する具体的事由」の各欄に記録された情報、「請求者 事務所所在地 事務所名 司法書士 電話番号 登録番号 認定番号」欄に記録された本件司法書士に係る職印の印影並びに「使者(補助者限定) 事務所所在地 氏名」欄に記録された使者の氏名及び印影の各情報が非開示とされており、その他の情報については開示されていることが認められる。

4 争点

実施機関は、本件各非開示部分のうち、「使者の氏名」欄に記録された情報(以下「本件非開示部分1」という。)及び「依頼者の氏名又は名称」欄に記録された情報(以下「本件非開示部分2」という。)並びに「業務の種類」及び「上記に該当する具体的事由」の各欄に記録された情報(以下「本件非開示部分3」という。)について条例第19条第2号に該当し、「請求者 事務所所在地 事務所名 司法書士 電話番号 登録番号 認定番号」欄に記録された本件司法書士に係る職印の印影(以下「本件非開示部分4」という。)について条例第19条第3号に該当するとして本件決定を行ったのに対し、審査請求人は、本件決定を取り消し、開示決定を求めるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件各非開示部分の条例第 19 条各号該 当性である。

5 条例第19条第2号及び第3号について

(1) 条例第19条第2号について

条例第19条第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に開示しないことができると規定しているが、同号ただし書では、これらの情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が…公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しなければならない旨規定している。

(2) 条例第19条第3号について

条例第19条第3号本文は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)や事業を営む個人の事業活動や正当な競争は社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関

する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上 の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として開示しないこ とができると規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等又は事業を営む個人(以下「法人等の事業者」という。)が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他開示することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

6 本件非開示部分1から本件非開示部分3の条例第19条第2号該当性について

(1) 本件非開示部分1について

当審議会において本件非開示部分1を見分したところ、本件非開示部分1は、本件可法書士の使者の氏名及び印影である。

使者は、審査請求人以外の特定の個人であって、当該氏名及び印影そのものにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例第19条第2号本文に該当し、かつ、その性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示部分1は、条例第19条第2号に該当すると認められる。

(2) 本件非開示部分2について

当審議会において本件非開示部分2を見分したところ、本件非開示部分2は、本件司法書士に特定事務を委任した本件依頼人の氏名である。

本件依頼人は、審査請求人以外の特定の個人であって、当該氏名そのものにより、 審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 19条第2号本文に該当し、かつ、その性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれに も該当しない。

したがって、本件非開示部分2は、条例第19条第2号に該当すると認められる。

(3) 本件非開示部分3について

当審議会において本件非開示部分3を見分したところ、本件非開示部分3は、本件司法書士が本件依頼人から受任している業務の具体的な内容並びに本件依頼人が戸籍謄本及び戸籍の附票(以下「戸籍謄本等」という。)を利用する目的の具体的な内容である。

本件非開示部分3について、実施機関は、本件非開示部分3が開示されると、本件依頼人が本件司法書士に委任している業務内容及び戸籍謄本等を利用する目的が審査請求人に明らかとなり、本件依頼人が識別されるおそれがあるため条例第19条第2号に該当する旨主張している。

本件非開示部分3と他の情報とを照合することにより、審査請求人において、本件依頼人が誰であるかを一定程度の確実さをもって推測することができ、結果とし

て本件依頼人を識別できる可能性があることは否定できない。

したがって、本件非開示部分3は条例第19条第2号本文に該当し、かつ、本件に おいて、条例第19条第2号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当する事情は認めら れない。

以上より、本件非開示部分3は、条例第19条第2号に該当すると認められる。

7 本件非開示部分2及び本件非開示部分3の条例第19条第3号該当性について 実施機関は、本件非開示部分2及び本件非開示部分3の条例第19条第3号該当性 について主張していない。

しかしながら、そもそも本件非開示部分2及び本件非開示部分3は、本件司法書士が誰からどのような業務を受任しているかの情報であって、当該情報は、秘密保持の義務を定めた司法書士法(昭和25年法律第197号)第24条に規定する「業務上取り扱った事件について知ることのできた秘密」に該当する情報である。また、本件非開示部分2及び本件非開示部分3は、本件依頼人以外の第三者に開示されると、本件司法書士が当該業務の内容を履行することができなくなるおそれがあると認められる情報である。

したがって、本件非開示部分2及び本件非開示部分3を開示することにより、本件司法書士の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本件非開示部分2及び本件非開示部分3は、条例第19条第3号本文に該当し、かつ、本件において、条例第19条第3号ただし書に該当する事情は認められない。

以上より、本件非開示部分2及び本件非開示部分3は、条例第19条第3号にも該当すると認められる。

8 本件非開示部分4の条例第19条第3号該当性について 本件非開示部分4は、本件司法書士の職印の印影である。

一般に、司法書士の職印の印影は、司法書士としての資格に基づき、司法書士が一般の法律事務を行うに当たって作成する文書に押印されるものである。その印影は、 当該文書が当該司法書士によりその職務上真正に作成されたことを認証する意義を有するものといえる。

司法書士の職印の印影である本件非開示部分4は、法人の事業の遂行に当たり、契約書の作成等に用いられる印影と同様の重要性を有するものといえ、これが開示されると、これを用いて文書の偽造がされるなどにより、本件司法書士の権利又は正当な利益が害される相当の蓋然性があるということができる。

したがって、本件非開示部分4は、条例第19条第3号本文に該当し、かつ、その性質上、同号ただし書にも該当しないことは明らかである。

以上より、本件非開示部分4は、条例第19条第3号に該当することが認められる。

9 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 坂本団、委員 久末弥生

(参考)調査審議の経過 平成28年度諮問受理第45号

年 月 日	経過
平成28年9月21日	諮問書の受理
平成 28 年 11 月 24 日	実施機関から意見書の収受
平成30年6月26日	調査審議
平成30年7月31日	調査審議
平成30年9月13日	調査審議
平成 31 年 3 月 28 日	答申